
第 24 回長岡京市地域公共交通会議 議事録

1.日 時：令和4年1月31日（月）14時15分～15時30分

2.場 所：長岡京市役所 大会議室 A

3.出席者：委員 17 名

4.議案次第

案件①：阪急バス長岡京線の運賃改定にかかる関係市町との協議結果について

ア：向日市（報告）

イ：京都市

ウ：大山崎町

エ：向日市の協議結果を受けた長岡京市域における均一運賃の適用範囲の変更について

案件②：淀長岡京線の運賃改定について

案件③：京都市バス南2号、特南2号系統の運賃改定について

案件④：はっぴいバスの3ルート運行の最終案について

案件⑤：はっぴいバスの事業評価について

案件⑥：東部バスの事業評価について

5.報告次第

案件①：東部バスのバス停新設の検討について

6.その他

案件①：地域公共交通ビジョン施策進捗状況の報告

案件②：令和4年度交通施策について

1.開会

2.会長挨拶

3.議案

案件①：阪急バス長岡京線の運賃改定にかかる関係市町との協議結果について

<事務局より補足説明>

ア：向日市

【会長】

- ・ それではまず、アの向日市との協議結果について、阪急バスから報告をお願いします。

【委員】

- ・ 阪急バスから関係市町に協議申出を行っている。向日市では昨年12月23日の第3回向日市地域公共交通会議で承認されたとのことである。以上報告する。

（質疑・意見特になし）

イ：京都市

【会長】

- ・ 次に、イの京都市との協議結果について、阪急バスから協議申出を受けた京都市としての回答をお願いします。

【オブザーバー】

- ・ 本件については案件②、案件③と併せて、関係する地域団体等との協議ならびに庁内での検討を行ってきた。市民の生活の足を守っていくことが何より重要であると考えており、交通事業者を取り巻く厳しい経営環境下で、収支を改善し路線の維持を図っていくため、ルートやダイヤの効率化、利便性向上や利用促進に取り組んだ上で運賃改定を行うことはやむを得ないものであるとの認識から、本件を承認する。事業者においては、本市を含む関係者との連携のもと、引き続き路線の維持に努めていただくとともに、利用者の理解が得られるよう周知や利用者の問い合わせへの対応を十分かつ丁寧に行っていただきたい。

【会長】

- ・ 阪急バス長岡京線について、免許試験場前までを均一運賃とすることについて、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

異議なしと認めます。よって本議案は承認されました。

ウ：大山崎町

【会長】

- ・ 次に、ウの大山崎町との協議結果について、阪急バスから説明をお願いします。

【委員】

- ・ 大山崎町には 12 月 10 日付で協議申出を行った。その後庁内で検討いただき、1 月 25 日に書面での回答を得た。その内容は、厳しい経営状況に置かれていることを理解しており異論はない、今後の路線の維持策については町としても検討し、連携した取り組みを行っていきたいというものであった。

【会長】

- ・ 阪急バス長岡京線について、大山崎町との跨り部分の運賃改定について、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【委員】

- ・ 異議なしと認めます。よって本議案は承認されました。

工：向日市の協議結果を受けた長岡京市域における均一運賃の適用範囲の変更について

【会長】

- ・ 次に、工の向日市の協議結果を受けた長岡京市域における均一運賃の適用範囲の変更について、阪急バスから説明をお願いします。

【委員】

- ・ 長岡京市内の滝ノ町停留所は、運行経路の都合上、向日市内の停留所に挟まれた位置にある。市またがり部分について、向日市の地域公共交通会議で均一設定の議論をいただいたところであるが、滝ノ町については向日市域内とみなし、滝ノ町から向日市内の停留所への利用については、協議運賃の対象外としたい。

【会長】

- ・ 長岡京市域における均一運賃の範囲について、「滝ノ町」バス停を除外することにご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【委員】

- ・ 異議なしと認めます。よって本議案は承認されました。

案件②：淀長岡京線の運賃改定について

<事務局より補足説明>

【会長】

- ・ 淀長岡京線の運賃改定について、阪急バスと京都京阪バスからそれぞれ説明をお願いします。

【委員】

- ・ 淀長岡京線のうち、JR 長岡京駅西口から阪急西山天王山駅を経て落合橋停留所までの長岡京市内に位置する区間については、既に均一運賃とすることを承認いただいているが、市域を跨り京阪淀駅停留所までの区間を均一運賃とすることについて、審議いただきたい。淀長岡京線についても長岡京線と同様収支状況が芳しくない。今後路線の維持を図る上で、長岡京線と同様に市跨りの部分について 230 円の均一運賃とすることについて、議論いただきたい。

【オブザーバー】

- ・ 前回の本地域公共交通会議で、長岡京市内の阪急バスの運賃 230 円均一化が承認された。阪急バスは 90 系統淀長岡京線の京都市から長岡京市に跨る区間についても 230 円均一化を計画しており、共同運行を行っている京都京阪バス 90 系統淀長岡京線においても、阪急バスの運賃と合わせて改定を行いたい。

【会長】

- ・ 只今の内容について、京都市に承認の可否をお伺いします。

【オブザーバー】

- ・ 阪急バス長岡京線の運賃改定と同様の趣旨であることから、承認する。

【会長】

- ・ 京都市が承認した内容について、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ 異議なしと認めます。次に、長岡京市域の運行に係る運賃改定について、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ 異議なしと認めます。よって、本議案は承認されました。

案件③：京都市バス南 2 号及び特南 2 号系統の運賃改定について

<事務局より補足説明>

【会長】

- ・ 京都市バス南 2 号及び特南 2 号系統の運賃改定について、京都市交通局から説明をお願いします。

【委員】

- ・ 京都市バス南 2 号及び特南 2 号系統の免許試験場前～JR 長岡京駅東口間は、阪急バスと並走している。阪急バスが先に路線を設置していた区間に参入しているという経緯がある。このたびの阪急バス運賃改定の承認を受け、京都市バス南 2 号及び特南 2 号系統についても、現行 170 円のところを 230 円に運賃を改定したい。

【会長】

- ・ 只今の内容について、京都市に承認の可否をお伺いします。

【オブザーバー】

- ・ 利用者の混乱を避けるために必要な対応だと理解しており、承認する。

【会長】

- ・ ご意見やご質問などございませんか？

【委員】

- ・ 運賃が変わるのは樋爪口までの区間で、それ以降は現行のままという理解でよいか。

【委員】

- ・ 170 円だった区間が 230 円になるのみで、そのほかの区間は変更しない。

【会長】

- ・ 京都市が承認した内容について、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ 異議なしと認めます。

次に、長岡京市域の運行に係る運賃改定について、ご異議ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ 異議なしと認めます。よって、本議案は承認されました。只今、関係する審議が終わりましたので、オブザーバーで出席していただいております京都市及び京都京阪バスは退席されます。

案件④：はっぴいバスの3ルート運行の最終案について

<事務局より説明>

【会長】

- ・ 只今説明があった内容について、ご意見ご質問等ございませんか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ 異議なしと認めます。よって、本議案は承認されました。

案件⑤：はっぴいバスの事業評価について

案件⑥：東部バスの事業評価について

<事務局より一括して説明>

【委員】

- ・ 只今説明があった内容について、ご意見ご質問等ございませんか。

【副会長】

- ・ 様々な取り組みをいただきありがとうございます。コロナ禍でコミュニティバスも大きな影響を受けているとのことだが、阪急バス等そのほかの一般路線よりは打撃が小さく見える。これは従来日々の生活にどうしても必要な人が乗っていたためではないか。幹線系統など通勤通学など多様な目的の利用者がいた路線ほど深刻な影響を受けている。評価についても、コロナ禍がなければもっと良い評価となっていたらと思う。ここでぐっと歯を食いしばって耐え、人々の足を支えていくことで、利用者も増え事業性も上がっていくことを期待する。特殊な状況下にあることを前提に、今回の結果を見た方がよいと思う。

【会長】

- ・ ご意見ありがとうございました。今回の内容につきまして、了承してよろしいでしょうか。

【委員一同】

- ・ 異議なし

【会長】

- ・ ご異議ないようですので、本会議で了承したものとします。

4.報告

案件①：東部バスのバス停新設の検討について

<事務局より資料説明>

【委員】

- ・ 本報告は、バス停新設について今後検討を行うというあくまで途中経過の報告であり、仮に新設を具体化するという話になれば別途本地域公共交通会議に諮るものと考えてよいか。

【事務局】

- ・ 新設についてこれから検討することをあらかじめ報告したものであり、今後あらゆる可能性を検討する。

【委員】

- ・ 平成 29 年以前の地域公共交通会議でも同様の議論があり、その際にも伝えたが、停留所の新設が検討されている地点の近くには、都タクシーグループの営業所が立地している。このような位置にバス停を作るのだということを議員の皆さんは理解しているのか。地域の交通にダメージを与えないということは常々議論になっている。近隣に大規模なマンションが建設されるからバス停を新設するという議論はあまりに単純ではないか。今更反対はしないが、以前にこのような話があったことは皆さまにご承知おきいただきたい。

【会長】

- ・ ご意見ありがとうございました。

5.その他

①地域公共交通ビジョン進捗状況の報告について

<事務局から説明>

【会長】

- ・ 只今説明のありました内容について、ご意見ご質問等ございませんか？

【委員】

- ・ 連番 15 の自転車通行環境整備について、自転車レーンが自転車優先であるか専用であるかが分かりづらく、例えばスクーターで走ってよいか分からない。今後レーンの整備が進む中で、この認識の違いから事故などの際にトラブルとなる可能性を危惧する。標示方法あるいは周知について改善を検討できないか。

【事務局】

- ・ 自転車の通行環境の整備形態には、自転車道、自転車専用通行帯の専用型のもの、他の交通も通行できる車道混在型があり、本市で整備するのは後者である。市民に分かりにくいという委員のご意見はもっともであり、今後通行環境の整備とともに、園児・小学生から高齢者にまで行っている交通安全教室等を通じて、啓発に努めていく。

【委員】

- ・ 阪急バスの「グランドパス 65」について、並行して運行している京都京阪バスへの乗り間違いを見かける。また周囲の 65 歳前後の知人に聞いてみても、制度自体への知名度が低いように思う。お得な情報の周知を図るとともに、利用が増えるような利便性向上も検討してほしい。

【委員】

- ・ 周知については不十分だと認識している。会社ホームページや車内・停留所での掲示等の従来のツールに加え、現在は市からも案内冊子を配布してもらっている。後ほど情報提供として、ランドパス 65 の料金改定について報告する。

【委員】

- ・ 収支率を上げる必要性については理解する。これまで使っている人だけが使っていない、利用者の減少は避けられない。ビジョン施策メニューの 21 等を通じて新規需要を掘り起こすことが必要だと考える。
- ・ はっぴいバスの西山天王山駅への乗り入れは、ルートや時間の都合から難しいとのことだったが、乗り入れを予定している新済生会病院は、駅から 300m ほどの距離にあり、健康な人であれば新済生会病院の停留所から駅へ歩いてアクセスできると思う。このことを PR してはどうか。
- ・ 特に若者は、紙媒体の配布物より地図アプリ等を利用して公共交通の情報を探すケースが多いと思われるので、アプリ等への対応も可能であればお願いしたい。

②令和 4 年度交通施策について

【事務局】

- ・ 現在次年度の施策の展開に向け、市で予算編成を行っているところである。予定されているランドパス 65 の料金改定に対して、市では利用促進や周知を図ることも念頭に、通学定期券やランドパス 65 への購入補助を検討している。
- ・ 現在定期券等バス乗車券の販売窓口は、常設のものは市内に無く、月末にのみ開設している阪急長岡天神駅構内のもののみであるが、常設の窓口を設置し、購入の利便性を向上させることを検討している。
- ・ グランドパス 65 のタクシー乗継事業、具体的には往路にランドパス 65 でバスを利用した場合に、復路のタクシー運賃のうち一定額を市が負担する等を検討している。
- ・ はっぴいバスについて、新済生会病院内への停留所の新設に際し、病院利用者のはっぴいバス運賃は病院が負担するよう調整している。また阪急バス一般路線の済生会病院前停留所新設にあたっての、上屋やベンチの新設は市によって行う。
- ・ 駅前など利用の多いバス停へのデジタルサイネージの設置に向け、調整を行っている。

【会長】

- ・ 阪急バスから補足説明はありますか。

【委員】

- ・ 長岡京線は、コロナ禍以前から 1 億円の赤字を抱えており、今後の収支改善に向けた運賃改定を本会議で承認いただいたところである。しかしコロナ禍以降、全線的に利用者が減少しており、以前の 7~8 割の利用にとどまっていることから、依然収支の改善が必要な状況にある。社内においても様々な経費削減に努めているが、お客様にも一部負担いただくお願いをする。この度通勤定期券割引率の引き下げならびにランドパス 65 の値上げおよびランドパス 65 の適用区分変更を行うこととした。また深夜割増運賃を適用する便を、駅を概ね 24 時以降に発車する便から概

ね23時以降に発車する便へと変更することを申請している。変更内容については、2月以降に利用者へ周知する。

【副会長】

- ・ 阪急バスの利用者へ負担を求める料金等の改定に対して、次年度以降市によってこれをカバーするかという判断が必要だと思うが、先ほどの令和4年度交通施策はこれと関連付けられているものか。

【事務局】

- ・ 本市の取り組みでカバーができるかは不透明であるが、先ほど示したこれまでやってこなかったような大胆な取り組みを、まずは市民に知ってもらい、いかに使ってもらうかの努力にかかっていると認識している。可能な限りカバーできるよう努める。

【副会長】

- ・ 市民や利用者からみて、バス会社が求める利用者負担の増加と市が行うこれをカバーする施策とがちぐはぐに映る可能性がある。市による取り組みが負担増をどのようにカバーしているのか分かりやすくしてはどうか。

【会長】

- ・ 事務局から報告のあった施策はものすごく画期的なものだと思う。済生会病院利用者のバス運賃を病院が負担することは、病院にとっては自前の送迎バスを保有する必要がなくなり、バス事業者にとってもバス利用者も増加することから、双方にメリットがある。同様にバスとタクシーとの連携も、コストの減少とともに新たな便益もあるはず。いろんな知恵を出し合って、地域の公共交通を守っていこうという取り組みをしていると解釈している。非常に画期的な今回の施策を、もっとアピールしていくことが重要だと考える。

【副会長】

- ・ 京都市バスの運賃改定について、京都市バスは本来均一230円であるところ、阪急バスに合わせて170円に下げたものを、元に戻すという認識でよいか。阪急バスに便乗して値上げすると理解されないような説明を行う必要がある。

【委員】

- ・ 長岡京市での協議運賃決定を踏まえ、後発事業者の京都市交通局においても、公共交通を支える中でこれに合わせるという判断をしたものである。

【会長】

- ・ いろいろなご意見、ご質問ありがとうございました。
ここまでで、本日の議事は、すべて終了いたしました。
なお、本日が任期最後の会議でございます。委員の皆様方には、2年間熱心にご議論いただきましてありがとうございました。今後とも地域の公共交通のためにご協力をお願い申し上げます。

6.閉会